

群馬大学広報本部規程

平成 29 年 6 月 1 日 制定
改正 令和 2 年 4 月 1 日

(設 置)

第 1 条 群馬大学における教育，研究，社会貢献及びその他の大学運営等に関する広報活動を積極的かつ戦略的に行うため，学長の下に，国立大学法人群馬大学広報本部（以下「広報本部」という。）を置く。

(業 務)

第 2 条 広報本部は，次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報全般の総括及び連絡調整に関すること。
- (2) 広報の方針，戦略の策定に関すること。
- (3) 広報に係る意識啓発に関すること。
- (4) 広報に係る学内外への情報発信及び報道対応等に関すること。
- (5) 広報に係る情報収集・分析に関すること。
- (6) その他広報活動に関すること。

(部門の設置)

第 3 条 広報本部に，次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 学生受入部門
- (2) 一般広報・基金部門

2 前項に掲げる部門に関し必要な事項は，別に定める。

(職 員)

第 4 条 広報本部に，次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 部門長
- (5) 副部門長
- (6) 各部門連絡員
- (7) その他必要な職員

(本部長)

第 5 条 本部長は，理事のうち学長が指名する者をもって充てる。

2 本部長は，広報本部の業務を掌理する。

3 本部長の任期は 2 年とし，再任を妨げない。ただし，欠員を生じた場合は，前任者の残任期間とする。

(副本部長)

第 6 条 副本部長は，次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教員のうち学長が指名する者 1 人
- (2) 総務部長

2 副本部長は，本部長を補佐するとともに，本部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副本部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(本部員)

第7条 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部総務課長
- (2) 総務部総務課副課長
- (3) 総務部総務課専門職員（入試広報担当）
- (4) 総務部総務課専門職員（広報担当）
- (5) 総務部総務課広報係
- (6) 基金コーディネーター

(本部会議)

第8条 広報本部の円滑な運営を図るため、群馬大学広報本部会議（以下「本部会議」という。）を置く。

2 本部会議は、第2条各号に掲げる業務の遂行に関し必要な事項を審議する。

3 本部会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 部門長

4 本部会議に議長を置き、本部長をもって充てる。

5 議長が必要と認めるときは、構成員以外の者を本部会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 広報本部の事務は、関係部課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される本部長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

3 この規程施行後、最初に委嘱される副本部長の任期は、第6条第3項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

4 群馬大学広報推進室規程（平成26年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。